

高梁市縁結び活動奨励金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第1条 市民の婚姻を促進し、定住の推進を図るため、高梁市縁結びサポーター登録制度実施要綱（平成27年高梁市告示第178号。以下「サポーター登録制度」という。）により登録された縁結びサポーター（以下「サポーター」という。）の活動実績に対し、予算の範囲内において縁結び活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付対象者は、サポーター登録制度に基づき縁結び活動を行い婚姻成立に導いたサポーターのうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市における市税及びその他の収入金を完納していること。
- (2) サポーターが個人の場合には、婚姻の当事者が三親等以内の親族ではないこと。

（交付の要件）

第3条 奨励金の交付の要件は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 夫婦いずれかが婚姻前から市内に住所を有していること。
- (2) 婚姻後、夫婦双方が本市に1年以上居住する見込みであること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、婚姻1組につき5万円とする。ただし、縁結び活動に携わった交付対象者が複数の場合については、当該額を対象者の数で除した額とする。

（奨励金の申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとするサポーター（以下「申請者」という。）は、婚姻届が受理された日から1箇月以内に、縁結び活動奨励金交付申請書（請求書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、縁結び活動報告書（様式第2号）を添付しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査のうえ、必要に応じて現況調査等を行い、交付の可否を決定し、縁結び活動奨励金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、交付を決定したときは速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、その者に対して交付した奨励金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。